

会員の皆様は会員価格（お一人様10,800円）で受講できます。

景品表示法入門セミナー開催のご案内

平成 27 年 4 月

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

景品表示法の所管が公正取引委員会から消費者庁に移管されてから 5 年が経過いたしました。

この間、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴って景品表示法も昨年 2 度の強化・改正がなされました。平成 26 年 6 月改正は地方自治体の権限を強化し、事業者のコンプライアンス体制の確立などを目的としたものであり、既に同年 12 月 1 日から施行されています。また、同年 11 月改正は課徴金制度の導入を内容とするものであり、平成 28 年 5 月までには施行されることとなっております。

景品表示法は、不当な表示や過大な景品類の提供による顧客の誘引を防止するため、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を禁止するなどにより、消費者の利益を保護することを目的とする法律であり、消費者法として位置付けられますが、事業者の公正な競争秩序の維持においても大事な役割を果たすものであり、事業者の営業部門、広告宣伝部門、商品開発部門、お客様相談対応部門、法務部門、総務部門……等のあらゆる部門にとって必要不可欠な法律の一つといえます。

また、食品表示の一元化を目指した食品表示法が本年 4 月 1 日から施行されており、同法の規定に基づく食品表示基準を踏まえた、新たな表示への取組が喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、事業者の皆様方におかれましては、今後、景品表示法違反行為の未然防止を図り、適正な景品類の提供や表示の適正化を図るなど、公正な取引を行う取組が重要となってきています。

当連合会は、このような状況に鑑み、景品表示行政に精通した消費者庁の現職の課長等や元公正取引委員会委員をお招きし、例年と同様に下記のとおり 4 地区でセミナーを開催いたします。

昨年 11 月に制定された「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」において、事業者にあつては景品表示法の知識の習得に努めていることが管理上の措置の一つとして示されており、また、公正競争規約に参加している事業者にあつては、同規約を遵守するために必要な措置を講じていけば新たな特段の措置を講じることが求められないとされていること等を踏まえ、この機会にぜひ景品表示法及び公正競争規約制度に対するご理解をより一層深めて違反行為の未然防止に役立てていただくとともに、貴社の販売促進活動、広告宣伝活動にご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

1 講座内容

(1) 景品表示法の基礎

企業にとっての景品表示法

(2) 景品表示法の実務と最近における主な違反事例

2 開催日時、場所

(1) 東京会場

平成 27 年 5 月 28 日 (木) 午後 1 時～午後 4 時 30 分
マツダホール(9 階) 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-10-7
Tel 03-3551-5439

(2) 大阪会場

平成 27 年 6 月 5 日 (金) 午後 1 時～午後 4 時 30 分
KKR ホテル大阪「オリオンの間」 〒540-0007 大阪府中央区馬場町 2-24
Tel 06-6941-1122

(3) 名古屋会場

平成 27 年 6 月 10 日 (水) 午後 1 時～午後 4 時 30 分
ルブラ王山「金鯱の間」 〒464-0841 名古屋市千種区覚王山通り 8-18
Tel 052-762-3151

(4) 福岡会場

平成 27 年 6 月 18 日 (木) 午後 1 時～午後 4 時 30 分
福岡リーセントホテル「舞鶴 B、C」 〒812-0053 福岡市東区箱崎 2-52-1
Tel 092-641-7741

3 講師・時間配分

講座内容	講師 (敬称略)	時間
1 景品表示法の基礎 企業にとっての景品表示法 (1) 景品表示法の意義 (2) 景品表示法及び関連法制の動向 (3) 景品表示法の解釈・運用に関する留意点 (4) 景品表示法のコンプライアンス体制の構築 (5) 公正競争規約・公正取引協議会の意義、役割	元公正取引委員会委員 前東京経済大学現代法学 部教授 (一社) 全国公正取引協議 会連合会 会長代行 糸田 省吾	13:00 ~ 14:50 1 時間 50 分
2 景品表示法の実務と最近における主な違反事例 (1) 不当な表示の規制 (ア) 優良誤認 (イ) 不実証広告規制(4 条 2 項の運用指針の概要) (ウ) 有利誤認 (価格表示運用指針の概要)	(東京会場) 消費者庁表示対策課 課長 真淵 博 (大阪会場) 消費者庁表示対策課 課長補佐 関口 岳史	15:00~ 16:30 1 時間 30 分

<p>(エ) その他指定告示 (4条1項3号)</p> <p>(オ) 各種ガイドライン、考え方</p> <p>(2) 不当な景品類の提供の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 懸賞 ・ 総付け <p>(主要な告示、運用基準)</p> <p>(3) 最近における主な違反事例</p> <p>(4) 改正景品表示法の概要 等</p>	<p>(名古屋会場)</p> <p>消費者庁表示対策課 課長補佐 飯塚 利行</p> <p>(福岡会場)</p> <p>消費者庁表示対策課 総括係長 後藤 大樹</p>	
---	--	--

(注) 講師の都合により講座の順番は変更になる場合がございます。

- 4 受講料 (1名当たりの料金、消費税を含みます。)
- お一人様 公取協会員 10,800円 (景表法関係法令集 (平成26.12.1施行の改正景品表示法、管理上の措置の指針等を掲載した平成27年簡易版法令集)、テキスト、飲み物を含む。)
- 一 般 16,200円 (同 上)
- 5 修了証明書の交付
- 受講した方には修了証明書を交付する予定です。
- 6 お申込方法 別添申込書にご記入のうえ、下記宛てFAXでお申し込み下さい。
お申し込み受付後、受講料の振込請求書のご送付と受付番号のご案内を申し上げます。
開催日より7日前以降のキャンセルは、受講料を頂戴しますのでご了承下さい。
(今回も事前の「振込方式」のみと致しましたのでご注意ください。)

FAX 番号 03 (3568) 2030

- 7 お申込先 (一社) 全国公正取引協議会連合会
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂KSビル 2F
Tel 03-3568-2020
- 8 受講料お払込先 三井住友銀行日比谷支店 普通口座 632-7629322
一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

ファクシミリ通信票

1 送信日 平成 年 月 日

2 送信先 一般社団法人 全国公正取引協議会連合会 FAX(03)3568-2030

申 込 書

(月 日 会場)

上記セミナーへの参加を (名) 申し込みます。

(注) 公正取引協議会会員の方は、下記に所属協議会名をご記入下さい。
また、受講者全員のお名前をご記入下さい。

所属協議会名	
ご住所	〒 電話
会社名	
部課名	
ご芳名	

<受講料> 公取协会会员 10,800 円 (景表法関係法令集 (平成 26.12.1 施行の改正景品表示法、管理上の措置の指針等を掲載した平成 27 年簡易版法令集)、テキスト、飲み物を含む。)
一 般 16,200 円 (同 上)

受講料は、お申し込み受付後、当連合会からお送りする請求書によってお支払い下さい。なお、払込後の受講料の払い戻しは致しかねますので、ご都合の悪い場合は代理出席をお願いいたします。また、開催日より 7 日前以降のキャンセルは、受講料を頂戴いたしますのでご了承下さい。

お申込み・お問い合わせ先

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂K Sビル 2階

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

電話 : 03-3568-2020

(注) ご提供頂いた個人情報は、当連合会からの各種連絡等以外には使用いたしません。